

大規模災害発生時の多賀城市議会議員の行動マニュアル

1 初動時の参集基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「多賀城市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、多賀城市議会災害対策支援本部が設置された場合は、支援本部の指示に基づき行動する。

【参集基準】

地震災害

多賀城市の震度	参集基準
震度4	支援本部役員は、議会事務局に参集する。
震度5弱以上	支援本部長、副支援本部長、支援本部役員及び支援本部員は、議会事務局に参集する。(全議員参集)

水害・その他の災害

市の対応	参集基準
災害警戒本部を設置したとき	支援本部役員は、議会事務局に参集する。
災害対策本部を設置したとき	支援本部長、副支援本部長、支援本部役員及び支援本部員は、議会事務局に参集する。(全議員参集)

2 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装(作業服が原則)とし、ヘルメット、軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等をできる限り携行する。なお、個人用として、食料飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として、徒歩、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

この場合において、自らの安否及び居所をできる限り速やかに議会事務局に報告する。

(4) 被害状況等の収集

参集するまでにおいては、それぞれ被害状況等の情報収集を行う。